

<p style="text-align: center;">新(変更後) (平成 22 年3月15日適用)</p>	<p style="text-align: center;">旧(変更前)</p>
<p>(表紙) 店頭外国為替証拠金取引説明書 平成 22 年 3 月 第12版 (省略)</p> <p>FXTF-Y1-012</p> <p>(P4)</p> <p>[カバー取引先](カッコ内は、監督を受けている外国の当局の名称) シティバンク :Citibank N.A.,London 銀行業:英国(FSA:英国金融サービス機構) JP モルガン・チェース銀行 銀行業:米国(米国通貨監督庁、米国連邦準備理事会) ドイツ銀行:Deutsche Bank AG London 銀行業:英国(FSA:英国金融サービス機構) パークレイズ・バンク・ピーエルシー:Barclays Bank PLC 銀行業:英国(FSA:英国金融サービス機構) ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー 銀行業:英国(FSA:英国金融サービス機構) サクソ・バンク:Saxo Bank A/S 銀行業:デンマーク(デンマーク金融庁) コメルツ銀行 銀行業:ドイツ(ドイツ連邦金融監督局) ODL JAPAN 証券業:日本(金融庁) バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エー 銀行業:米国(米国通貨監督庁、米国連邦準備理事会)</p>	<p>(表紙) 店頭外国為替証拠金取引説明書 平成22年 2 月 第11版 (省略)</p> <p>FXTF-Y1-011</p> <p>(P4)</p> <p>[カバー取引先](カッコ内は、監督を受けている外国の当局の名称) シティバンク :Citibank N.A.,London 銀行業:英国(FSA:英国金融サービス機構) JP モルガン・チェース銀行 銀行業:米国(米国通貨監督庁、米国連邦準備理事会) ドイツ銀行:Deutsche Bank AG London 銀行業:英国(FSA:英国金融サービス機構) パークレイズ・バンク・ピーエルシー:Barclays Bank PLC 銀行業:英国(FSA:英国金融サービス機構) ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー 銀行業:英国(FSA:英国金融サービス機構) サクソ・バンク:Saxo Bank A/S 銀行業:デンマーク(デンマーク金融庁) コメルツ銀行 銀行業:ドイツ(ドイツ連邦金融監督局) ODL JAPAN 証券業:日本(金融庁) バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エー 銀行業:米国(米国通貨監督庁、米国連邦準備理事会)</p>

モルガン・スタンレー証券

証券業: 米国 (SEC: 米国証券取引委員会)
引委員会)

クレディ・アグリコル銀行

銀行業: フランス (フランス金融監督庁、フランス中央銀行)

(P13)

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

(1) 現行通りにて記載省略

(2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

- a. 注文する通貨の組合せ
- b. 売付取引または買付取引の別
- c. 注文数量
- d. 価格 (指値または成行) (指値には、当社が提示するオファー価格またはビッド価格に応じる場合を含みます。)
- e. 注文の有効期間 (無期限 (GTC) 注文のみ)
- f. その他お客様の指示によることとされている事項

(P22)

当社への連絡方法

店頭外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、下記の連絡先で承ります。

【連絡先】

- ・ 電話番号: 0120-445-435 (フリーダイヤル) (削除)
- ・ E メールアドレス: support@fxtrade.co.jp
- ・ ホームページ: <http://www.fxtrade.co.jp>

モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド

証券業: 米国 (米国連邦準備理事会、米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会)

(新規追加)

(P13)

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

(1) 現行通りにて記載省略

(2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

- a. 注文する通貨の組合せ
- b. 売付取引または買付取引の別
- c. 注文数量
- d. 価格 (指値または成行) (指値には、当社が提示するオファー価格またはビッド価格に応じる場合を含みます。)
- e. 注文の有効期間
- f. その他お客様の指示によることとされている事項

(P22)

当社への連絡方法

店頭外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、下記の連絡先で承ります。

【連絡先】

- ・ 電話番号: 0120-445-435 (フリーダイヤル) または 03-3769-1055 (代表)
- ・ E メールアドレス: info@fxtrade.co.jp
- ・ ホームページ: <http://www.fxtrade.co.jp>

<p>(P25) 「FX トレード」外国為替オンライン取引約款</p> <p>現行通り。変更がないため記載省略。</p>	<p>(P25) 「FX トレード」外国為替オンライン取引約款</p> <p>現行通り。変更がないため記載省略。</p>
<p>(P36) 「FX トレード」インターネット取引規則</p> <p>1. 口座開設について</p> <p>口座開設の手順は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当社ホームページ内の「口座開設」から、「店頭外国為替証拠金取引説明書」、「FX トレード」外国為替オンライン取引約款（以下「本契約」といいます。）、本規則等のすべての内容についてお客様からご理解と承諾を受ける。 - お客様は、申込書に必要事項を記入し、申込書と本人確認書を当社宛てに電子メールまたはファックスで送信するか返信用封筒にて郵送する。 - 当社による口座開設の審査の上、当社は取引に必要なユーザ ID とパスワードをお客様が<u>口座開設申込時に当社に登録した住所</u>に簡易書留（転送不要扱い）にて配達する。 - お客様による入金を依頼し、当社が入金を確認したのち、お客様は取引を開始することとなる。 <p>(P37) 5. 取引証拠金について</p> <p>お客様が「FX トレード」を利用して通貨売買の取引を開始する場合、お客様により当社が定める一定の証拠金維持率以上の証拠金を、あらかじめ<u>当社が指定する金融機関</u>の口座に入金していただき、当社にて入金確認が可能になった後に取引を開始いただけます。取</p>	<p>(P36) 「FX トレード」インターネット取引規則</p> <p>1. 口座開設について</p> <p>口座開設の手順は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当社ホームページ内の「口座開設」から、「店頭外国為替証拠金取引説明書」、「FX トレード」外国為替オンライン取引約款（以下「本契約」といいます。）、本規則等のすべての内容についてお客様からご理解と承諾を受ける。 - お客様は、申込書に必要事項を記入し、申込書と本人確認書を当社宛てに電子メールまたはファックスで送信するか返信用封筒にて郵送する。 - 当社による口座開設の審査の上、当社は取引に必要なユーザ ID とパスワードをお客様の<u>指定する住所</u>に簡易書留（転送不要扱い）にて配達する。 - お客様による入金を依頼し、当社が入金を確認したのち、お客様は取引を開始することとなる。 <p>(P37) 5. 取引証拠金について</p> <p>お客様が「FX トレード」を利用して通貨売買の取引を開始する場合、お客様により当社が定める一定の証拠金維持率以上の証拠金を、あらかじめ<u>当社の指定金融機関</u>の口座に入金していただき、当社にて入金確認が可能になった後に取引を開始いただけます。取引証</p>

引証拠金の受入は、現金のみとなり、株券等の有価証券で代用することはできません。振込手数料は、原則として、お客様の負担といたします。但し、お客様が、当社が指定する金融機関の口座に当社が定める方法（いわゆる「クイック入金」）及び条件でお振込み頂いた場合については、かかる振込手数料については、当社が負担いたします。

証拠金に関する用語を以下に示します。

以下、現行通りにて記載省略

6. ロスカットの取扱い

- 1) 当社は、お客様の未決済のポジション（建玉）を決済した場合に生じることとなる損失の額（値洗いによる評価損益及びスワップポイントを加減します。）が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、顧客の計算において建玉を反対売買して決済します（「ロスカットルール」といいます。）。
- 2) 当社では、お客様の「証拠金維持率」が50%未満になるとお客様に事前に通知することなく、当社の裁量によりお客様のポジションを強制的に反対売買により決済（ロスカット）いたします。
- 3) ロスカットにかかる注文は、成行注文で行われます。したがって、ロスカットが行なわれた場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があり、相場が急激に変動した場合には、ロスカット（強制決済）があっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。また、ロスカットの結果、お客様に生じる一切の損害に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 4) ロスカットのルールは、法令等の定める範囲内において、当社の判断によって変更できることとします。

拠金の受入は、現金のみとなり、株券等の有価証券で代用することはできません。振込手数料は、原則として、お客様の負担といたします。但し、お客様が、当社の指定金融機関の口座に当社が指定する振込方法（いわゆる「クイック入金」）でお振込み頂いた場合については、かかる振込手数料については、当社が負担いたします。

証拠金に関する用語を以下に示します。

以下、現行通りにて記載省略

6. 自動ロスカットについて

自動ロスカットとは、「証拠金維持率」が一定の比率を下回った場合に、未決済のポジションを強制的に反対売買によって決済することです。自動ロスカットは、お客様に事前に通知することなく、「証拠金維持率」が50%未満になると実行されます。

2) 3) 4) を新設。

(P37-38)

7. 取引時間帯

1) 米国の東部標準時 (EST) の適用期間

日本時間の月曜日午前 7 時から土曜日午前 6 時 50 分まで。

2) 米国の東部夏時間 (EDT) の適用期間

日本時間の月曜日午前 7 時から土曜日午前 5 時 50 分まで。

3) 但し、火曜日から金曜日の取引開始時刻前後において行う定期システムメンテナンスの時間帯についてはお取引頂く事が出来ません。定期システムメンテナンスの時間帯については、当社ホームページ上で事前にお客様にお知らせいたします。

4) お客様は取引サービスを利用できる時間を当社が定めること、さらに当社が当該時間を事前の通知なく変更できることに同意することとします。

(P41)

27. 削除 (「6.ロスカットの取扱い」に統合。)

27. 取得情報の個人利用

変更がないため、内容記載省略。

(P37-38)

7. 取引時間帯

1) 米国の東部標準時 (EST) の適用期間

日本時間の月曜日午前 7 時から土曜日午前 6 時 50 分まで

2) 米国の東部夏時間 (EDT) の適用期間

日本時間の月曜日午前 6 時から土曜日午前 5 時 50 分まで

お客様は取引サービスを利用できる時間を当社が定めること、さらに当社が当該時間を事前の通知なく変更できることに同意することとします。

(P41)

27. 自動ロスカット

1) お客様のポジションが当社の定めるところの自動ロスカットのルールに該当すると見なされる場合、当社はお客様に事前の通知を行うことなく、お客様に代わり反対売買することが出来ることとします。

2) 前項による反対売買の結果、設定した値幅以上の損害が発生した場合においても、当社はその一切の責任を負いません。

3) 自動ロスカットのルールは当社の判断によって変更できることとします。

28. 取得情報の個人利用

変更がないため、記載省略。

28～30 変更がないため、内容記載省略。

28. アドバイスの非提供

29. 個人情報

30. 当社の取引サービスの範囲

(P42)

31. 本規則の適用日

本規則は、平成 22 年 3 月 15 日より適用する。

28～30 変更がないため、内容記載省略。

29. アドバイスの非提供

30. 個人情報

31. 当社の取引サービスの範囲

(P42)

新設